

産業廃棄物処理計画書

平成 25年 6月 27日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

提出者

住所 大分県豊後大野市千歳町長峰1579番地1
氏名 恵藤建設株式会社 恵藤 誠
電話番号 0974-37-2135

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

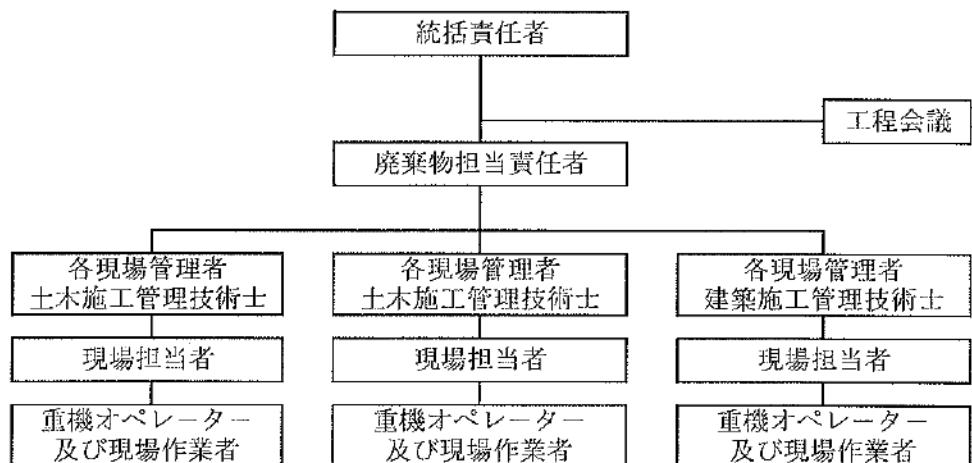
事業場の名称	恵藤建設株式会社
事業場の所在地	大分県豊後大野市千歳町長峰1579番地1
計画期間	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合建設業
②事業の規模	元請完成工事高 48337万円
③従業員数	37人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>・建築工事(付隨の解体含) ガレキ類(コンクリート塊)→当社系列の再生資源化施設で、再生碎石として再資源化</p> <p>木くず→当社系列施設にて、チップ(合材用・燃料用)として再資源化</p> <p>・土木工事(舗装工事含)→ガレキ類(アスファルト・コンクリート塊)→当社系列施設にて、再生碎石として、再資源化</p>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（24年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	ガレキ類	木くず
	排 出 量	7,657 t	84 t
(これまでに実施した取組) 各種工事現場から発生する産業廃棄物は、土木・舗装工事では、がれき類・樹木、建築・解体工事では木くず・各種くず類である。前年度は舗装工事の受注が多かったため、がれき類が前年度目標をかなり上回った。廃棄物すべては委託処理され、そのうち99%が中間処理され、残り1%が再生不可として最終埋立処分となっている。			
【目標】 (今後実施する予定の取組) 発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法等、処理に関する留意事項を工程会議などで他の担当者等に教育を行う。又、外部関係機関・関係業者等からの情報は整理し、工程会議により、全体に周知徹底すると共に研修会を開催する。当事業所との関連会社に産業廃棄物処分業の許可業者があり、関係法律・情報等の収集が容易で、産廃処理委託契約及び担当者等への教育・研修に役立っている。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ガレキ類(コンクリート・アスファルト塊)、木くずは分別するとともに、石綿含有産業廃棄物が発生した場合は、専門産業廃棄物業者に委託処理。他の廃棄物と絶対に混合しないよう、搬出元から直接処理施設に搬出。
	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記に加え、混合廃棄物として、専門処理業者に委託する廃棄物を出来る限り分別を実施し、再利用出来る物は利用し産業廃棄物として処理する物を減す。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（24年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	ガレキ類	木くず
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	ガレキ類	木くず
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特に実施する予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	ガレキ類	木くず
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	ガレキ類	木くず
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 特に実施する予定はない。			

(第4面)

		【前年度（24年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない				
①現状	【目標】			
		産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特に実施する予定はない。			
	産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
②計画	【前年度（24年度）実績】			
		産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
		全処理委託量	7,657 t	84 t
		優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t
		再生利用業者への 処理委託量	7,657 t	84 t
		認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない				

		【目標】	
		産業廃棄物の種類	ガレキ類
		全処理委託量	6,601 t
		優良認定処理業者への処理委託量	0 t
		再生利用業者への処理委託量	6,601 t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t
②計画		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	0 t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先処理業者には時々現地確認を行う。 ・信頼の於ける処理業者を選定する。 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。